

加算料金

項 目	単位数	備 考
夜勤職員配置加算	24円/日	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たしている
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)・(Ⅱ)	(Ⅰ) 22円/日 (Ⅱ) 18円/日	(Ⅰ)介護福祉士が80%以上又は、勤続10年以上の介護福祉士が35%以上・(Ⅱ)介護福祉士が60%以上 配置
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (Ⅰ)・(Ⅱ)	(Ⅰ) 34円/日 (Ⅱ) 46円/日	厚生労働大臣の定める基準に適合する在宅復帰・在宅療養支援を行った場合
個別リハビリテーション実施加算	240円/日	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合
療養食加算	8円/回(1日3回限度)	医師の指示に基づき、糖尿病食、心臓病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常食、痛風食、検査食等を提供した場合(1日につき3回を限度)
重度療養管理加算	120円/日	厚生労働大臣の定める医学的管理を継続して行い、かつ処置を行った場合(要介護の方のみ)
緊急短期入所受入加算	90円/日	利用者の状態や家族等の事情により短期入所療養介護を緊急に行った場合(要介護の方のみ)
緊急時治療管理	518円/日	緊急医療を行った場合
特定治療	点数×10円	厚生労働大臣の定めるリハビリテーション、処置、治療等を行った場合
送迎加算	184円/片道 368円/往復	施設送迎を行った場合
口腔連携強化加算	50円/回	口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し情報提供した場合
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)・(Ⅱ)	(Ⅰ) 100円/月 (Ⅱ) 10円/月	(Ⅰ)生産性向上に取り組む委員会開催と、複数のテクノロジー導入等による業務改善の取組の情報提供を行い、成果が確認できる場合 (Ⅱ)生産性向上に取り組む委員会開催と、1つ以上のテクノロジー導入により業務改善の取組の情報提供を行った場合
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)イ・(Ⅰ)ロ・(Ⅱ)イ・(Ⅱ)ロ・ (Ⅲ)・(Ⅳ)	(Ⅰ)イ 所定単位数に9.0%を乗じた単位数 (Ⅰ)ロ 所定単位数に9.7%を乗じた単位数 (Ⅱ)イ 所定単位数に8.6%を乗じた単位数 (Ⅱ)ロ 所定単位数に9.3%を乗じた単位数 (Ⅲ) 所定単位数に6.9%を乗じた単位数 (Ⅳ) 所定単位数に5.6%を乗じた単位数	

介護保険負担割合が2割の方は2倍、3割の方は3倍となります。